

誌上相談室 Q&A

【テーマ】

IT活用で 利用できる補助金



「ものづくり補助金」や「小規模事業者持続化補助金」などでもソフトウェアが補助対象になっていましたが、IT投資に特化した補助金として「軽減税率対策補助金」と「IT導入補助金」が出てきました。申請方法や補助対象になるものの考え方が従来の補助金とは一味違う制度になっています。全国平均と比べて東北地区での活用は「やや遅れている」と言われているので、制度の違いや特徴をつかんで上手にご活用ください。

1. 補助金の制度について

Q1 何を目的にした制度でしょうか？

A 「軽減税率対策補助金」は標準税率と軽減税率という複数の税率に対応する際のシステム投資の補助を目的にしたもので、「IT導入補助金」はITを活用して生産性の向上を図ろうとした場合のシステム投資の補助を目的にしています。

Q2 何が補助されますか？

A 「軽減税率対策補助金」は軽減税率に対応するためのレジや受発注システムの導入・改修、および導入に付随する費用の一部が補助されます。「IT導入補助金」は生産性を向上させるためのソフトウェアや導入に付随する費用の一部が補助されます。前者はハードウェア・ソフトウェア共に補助対象になっていますが、後者はハードウェアが補助対象外です。

■「軽減税率対策補助金」と「IT導入補助金」 主な相違点

	軽減税率対策補助金	IT導入補助金
目的	軽減税率（複数税率）に対応	ITを活用して生産性を向上
対象	・レジの導入、改修 ・受発注システムの導入、改修 ・ハードとソフトが対象	・ITサービスの導入 ・ソフトやサービスが対象で、ハードは対象外
特徴	登録された製品を導入し事後申請	登録された製品を導入し生産性向上の指標を使った事業計画

また、両補助金共に、補助金事務局に事前登録されているハードウェア・ソフトウェアだけが補助対象です。どのようなものが対象になっているかに関しては「軽減税率対策補助金」、「IT導入補助金」のウェブサイトを確認してください。

Q3 どの程度の補助が期待できますか？

A レジを導入する際の補助額は200万円が上限で、補助率は導入するものによって2分の1〜3分の2になります。なお、システム全体としての上限は200万円ですが、レジ1台当たりでは20万円が上限という制限もあります。受発注システムに関する補助率は3分の2ですが、補助上限は業種やシステムの種類によって150〜1000万円と幅があります。

また、IT導入補助金については補助率3分の2以内で上限100万円、下限20万円となっています。

Q4 いつでも使えますか？

A 「軽減税率対策補助金」は平成30年1月まで活用することができます。これに対して、「IT導入補助金」はあらかじめ定められた申請期間に申請しなければなりません。現在は第2回の公募期間で、平成29年6月30日までが申請期間になっています。

Q5 申請の手続きは面倒ではないですか？

A 自社で申請手続きをすることも可能ですが、両補助金共に申請を支援する制度が充実しており、従来の補助金と比べても申請しやすくなっています。「軽減税率対策補助金」であれば、販売店やI

Tベンダーに代理申請をお願いすることが可能です。「IT導入補助金」も地域プラットフォームフォームやミラサポに登録された専門家の支援、ITベンダーや販売店による代理申請も可能です。

2. 制度活用時の留意点

Q1 既に購入してしまったものは補助対象になりますか？

A 原則として補助金は「補助金対象になることが決定した日以降に投資したもの」だけが補助対象です。ただし、「軽減税率対策補助金」は事後申請でも補助対象になることがあります。対象になりえるかどうかは購入したITベンダーや販売店にお問い合わせください。

Q2 補助対象になれば自己資金は不要ですか？

A 補助金を受け取れるのは、ITベンダーや販売店に対する支払いが完了し、さらに必要な手続きを行ってからになります。このため、システム導入にかかる費用に関しては自己資金や金融機関からの資金調達が必要になります。資金調達には商工会議所の推薦に基づき日本政策金融公庫の低利融資制度（マル経融資）も活用可能なので当所までご相談ください。

【回答】

当所エキスパート・バンク登録専門家
清野経営事務所



代表
清野 浩司 氏